

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 11 月 8 日

新潟市長 篠田 昭

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 万代シティホテルビル

所在地 新潟市中央区万代 1 丁目 3 番 30 号

設置者 新潟交通株式会社

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業を行う者の氏名または名称	法人にあっては代表者の役職・氏名	住所	備考
①株式会社三越伊勢丹 プロパティ・デザイン	<u>代表取締役社長</u> <u>山下 隆司</u>	東京都新宿区 新宿六丁目 27-30 新宿イーストサイドスクエア 15F	
②株式会社アビステ	<u>代表取締役社長</u> <u>長尾 義人</u>	<u>東京都港区南青山三丁目 18-17</u> <u>エイジービル</u>	退店

（変更後）

小売業を行う者の氏名または名称	法人にあっては代表者の役職・氏名	住所	備考
①株式会社三越伊勢丹 プロパティ・デザイン	<u>代表取締役社長</u> <u>常松 恭一</u>	東京都新宿区 新宿六丁目 27-30 新宿イーストサイドスクエア 15F	代表者変更

3 変更年月日

上記①（代表者変更）：平成 30 年 4 月 1 日

上記②（退店）：平成 29 年 10 月 2 日

4 変更の理由

テナント代表者変更および退店のため

5 届出年月日

平成 30 年 4 月 19 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区地域課

7 縦覧期間

平成 30 年 11 月 8 日から平成 31 年 3 月 8 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)